

# 介護保険住宅改修制度の運用に伴う「変更届」の取扱いについて

平成 25 年 5 月  
松原市健康部高齢介護課

## 1 目的

介護保険住宅改修における適正な保険給付を図ることを目的とします。

## 2 取扱い内容

介護保険住宅改修においては**事前申請が必要**であり、「介護保険住宅改修費事前承認（不承認）通知書」が送付された後に住宅改修の着工となります。

しかしながら、着工時にてやむを得ず施工内容を変更することが判明した場合、A・B どちらの場合でも、「介護保険住宅改修工事変更届」の提出が必要になりますので、ご注意ください。

**（1）施工内容に変更が生じた時点で「住宅改修が必要な理由書」の作成者へ報告し、本市担当課に必ず相談の上、以下の A・B の場合に従い、変更届をご提出下さい。**

A… 改修箇所の削除や手すりの種類・向きの変更など、主に申請者の身体状況に影響を与える可能性がある場合

→ 事前申請の再承認が必要です。担当課にて受理した後、受領印を押し、押印後の変更届のコピーを返却します（この時点で「再承認」とします）ので、申請書類と一緒に保管してください。

⇒ **「事前申請の再承認」を受けた後に着工してください。**

《提出方法》

※必要書類…「介護保険住宅改修工事変更届（ホームページよりダウンロード可）」、変更箇所にかかわらず、全体の「見積書」及び「図面」、「写真（変更により新たに必要となる場合のみ）」

※提出時期…電話相談の結果「事前申請の再承認」が必要とされた後、速やかに届出てください。

B… 手すり取付け時の補強板の削除など、上記以外の場合

→ 再承認を受けて頂く必要はありませんが、「介護保険住宅改修工事変更届」を支給申請書提出時に添付してください。

## 【注意事項】

★ 事前相談や届出もなく、改修内容を変更して施工しないでください。

（場合によっては、保険給付が受けられない可能性がありますのでご注意ください。）

★ **改修工事箇所の「追加」**については、追加工事分のみを別途事前申請してください。（「変更届」では取扱いいたしません。）

★ 「事前申請の再承認」が必要かどうかの判断は、本市担当課の指示に従ってください。